

## 原油高騰対策運送事業者等緊急支援金 募集要項

稚内市では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰が事業者の経営を圧迫している中で、特に運送業界における燃料の高騰の影響が大きいことに鑑み、市内で道路貨物運送事業等を営む中小企業者に対して、支援金を給付します。

### 【 支 援 金 概 要 】

給付対象者	<p>■次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。</li> <li>・ 市内において、事業所を有する法人又は個人事業者であること。</li> <li>・ 給付申請時点において、道路貨物運送事業等に必要な許可又は認可を全て有し、市内で当該事業を継続し、今後も事業を継続する意思があること。</li> <li>・ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が稚内市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しないこと。</li> </ul>								
支援金額	<p>■車両の所有台数(※1)に応じて、次のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="338 882 1439 1079"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物自動車運送事業(福祉車両、霊柩車、軽貨物を除く)</td> <td>4万円/台</td> </tr> <tr> <td>貨物自動車運送事業(福祉車両、霊柩車、軽貨物)</td> <td>2.5万円/台</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業</td> <td>2.5万円/台</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	支援金額	貨物自動車運送事業(福祉車両、霊柩車、軽貨物を除く)	4万円/台	貨物自動車運送事業(福祉車両、霊柩車、軽貨物)	2.5万円/台	自動車運転代行業	2.5万円/台
事業の種類	支援金額								
貨物自動車運送事業(福祉車両、霊柩車、軽貨物を除く)	4万円/台								
貨物自動車運送事業(福祉車両、霊柩車、軽貨物)	2.5万円/台								
自動車運転代行業	2.5万円/台								
申請期間	令和4年7月26日(火)～令和4年10月31日(月)【当日消印有効】								
申請方法	<p>■下記の書類(※2)を郵送にて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原油高騰対策運送事業者等緊急支援金 給付申請書(別記第1号様式)</li> <li>② 誓約書(別記第2号様式)</li> <li>③ 給付対象車両一覧(別記第3号様式)</li> <li>④ 各種事業の許可書(認定書)、更新許可書等の写し</li> <li>⑤ 給付対象車両すべてに係る車検証の写し</li> <li>⑥ 給付対象車両すべての写真(自動車ナンバーが写っているもの) (貨物自動車運送事業者は⑤か⑥のどちらかで可)</li> <li>⑦ 令和4年7月1日において所有する車両で、令和4年4月から6月までの3か月間における給付対象車両のために購入した燃料の数量、金額、購入日時等が確認できる書類(請求書、領収書の写し等)</li> <li>⑧ 通帳の写し</li> <li>⑨ 本人確認書類(個人事業者のみ)</li> </ol>								
郵送先 問合せ先	<p>〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所水産商工課商工・労働グループ 【電話】0162-23-6467(直通) 【受付時間】 平日 8時45分～17時30分</p>								

※1 事業用に所有し、市内の事業所等で使用している車両(リース含む)のみを対象とし、令和4年4月から6月までの間に稼働実績(給油実績)があるものをいいます。

※2 申請に必要な様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁舎・宗谷支所・沼川支所にも用意しています。

## 1 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 稚内市内において、事業所を有する法人又は個人事業者であること。  
※稚内市外に本社を置く法人、稚内市外に住所を有する個人事業者を含みます。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (3) 給付申請時点において、道路貨物運送事業等に必要な許可又は認可を全て有し、市内で当該事業を継続し、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が稚内市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しないこと。

## 2 申請手続き等

### (1) 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- ① 稚内市ホームページ(下記URL)より、申請書類等をダウンロードすることができます。  
<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/genyukoutou.html>
- ② 稚内市役所本庁舎、宗谷支所及び沼川支所に申請書類等を用意しています。

### (2) 申請書類の提出

下記に定める書類を提出してください。

- ① 原油高騰対策運送事業者等緊急支援金 給付申請書(別記第1号様式)
- ② 誓約書(別記第2号様式)
- ③ 給付対象車両一覧(別記第3号様式)
- ④ 各種事業の許可書(認定書)、更新許可書等の写し
- ⑤ 給付対象車両すべてに係る車検証の写し
- ⑥ 給付対象車両すべての写真(自動車ナンバーが写っているもの)  
(貨物自動車運送事業者は⑤か⑥のどちらかで可)
- ⑦ 令和4年7月1日において所有する車両で、令和4年4月から6月までの3か月間における給付対象車両のために購入した燃料の数量、金額、購入日時等が確認できる書類(請求書、領収書の写し等)
- ⑧ 通帳(口座名義人、口座番号、預金種別、金融機関名、支店名が分かるページ)の写し
- ⑨ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証など)の写し ※個人事業者のみ

※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

## 3 申請受付期間・申請方法

### (1) 申請受付期間

令和4年7月26日(火)から令和4年10月31日(月)まで

## (2) 申請方法

申請書類を下記の住所へ郵送してください。

※感染症の拡大防止のため、可能な限り、郵送での提出にご協力願います。

【郵送先】〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所水産商工課

### 〈郵送にあたっての注意事項〉

- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラスなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・令和4年10月31日(月)の消印有効です。
- ・切手を貼付し、裏面には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

## 4 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を給付します。本支援金の給付開始は8月中旬以降、順次給付していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

## 5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

万一、申請書送付から1か月程度経過しても通知がない場合は、事務局にご連絡ください。

## 6 その他

- (1) 本支援金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、稚内市は、支援金の給付対象となる事業に関して必要な検査をし、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・警察等)の求めに応じて提供することがあります。